

義僕市兵衛（付、農民と鉄砲）

小幡 重 康

葛西氏の足跡は広く大きく日本全土に及んで居ります。千葉氏から出て秩父、豊島、葛西、笠井と変化しながら奥州平泉の地を歴任するも再度鎌倉の小町葛西が谷に戻りこの付近で逝去されたようです。葛西一族は十七代続き、飯の川に五代二十二代四〇〇余年に亘て蟠踞したが大閼秀吉の奥州仕置に敗北して葛西は潰れ去りました。

その頃四国、九州、周防、岩国、山口方面の関西諸所に葛西氏の一統が笠井氏を相続足利軍団と抗争を続け大移動に巻き込まれ変動活躍した人物で建武四年（一三三七）兵庫の地で大内義弘に協力し足利尊氏と闘い和泉ノ国に所領を得て独立し、笠井氏八代弘忠九代弘通の時笠井と改名し、爾後十七代弘重に至り防州山口郷常楽寺に住居し、南禅寺に於て紫衣の僧となり、慶長十九年（一六一四）十一月三十日寂し、この一家は僧籍四代を重ね笠井氏はその各土地に土着してしまつたと笠井系図は終っています。

現在笠井氏を伝える一文書によると、大内氏と同盟の前後に小笠原氏との関り合もありました。笠の字はこの間に賜つたともありますが又、笠井系図にも、笠井の名字は大内氏から賜つたとあります。次回、発行する葛西氏末年笠井氏に詳細を書きます。

編集委員会より

萬年一氏御病氣の為校正不可能となりましたので編集委員会で校正しました。
萬年氏の日も早い御回復を祈りながらこのことを付け加えます。



妙 經 寺

市兵衛は寛文三年（一六六三）上総国市原郡姉崎に生まれ、家貧しく名主次郎兵衛の下僕となる。

この付近の山林には猪、鹿が多く作物を荒すことしきりであった。

元禄八年（一六九五）八月、姉崎、迎田、片又木、立野等七ヶ村が相談して、望陀郡長谷川村の獵師総兵衛を雇って猪鹿狩りを行なった。日暮れ頃に深城村民の妻たけが山の中に居たのを総兵衛は鹿と誤認して射殺してしまつた。そのため村役人達は大いに驚き、天羽田村の太郎兵衛の提案で、奉行所へ訴えず弔慰金を被害者の兄に贈って内緒にしてすました。後になってこのことがばれて役所に呼ばれ糾問されたが実を告げなかったので重科に処せられた。翌九年八月、総兵衛は死罪、七か村と長谷川村の名主等は八丈、三宅島等へ遠島、組頭は追放の刑となり、これら村役人の土地合計三百六十五石が没収されたのであった。

市兵衛の主人次郎兵衛も姉崎村の名主だったために四十石の土地を没収され伊豆の大島に流された。次郎兵衛には妻と老父と七才の女子と四才の男子があつて、流罪のあと妻は女子を産んで病死した。

そこで市兵衛はこの幼児をふところに抱き乳を乞い求めて養育する。市兵衛は妻と相談して自分の娘を下女に出し、その給金と他人の田畑を小作して得た金とで小屋を作り、次郎兵衛の父と子女とを住ませたのである。十一年間妻と別居し共に賃金を得て主家を助け、夜毎丑の刻に

姉崎神社に詣で主人の赦免を祈願している。江戸へも行き身を以て主の罪に代らんと奉行所に願っている。江戸へは月に一、二回主人の子の万五郎を背負い、帶、たすきは縄でまにあわせ、宿泊せず昼夜歩いて江戸へ行き主人の代りに自分を島に流して欲しいと歎願している。

宝永二年（一七〇五）二月にも江戸へ行き、聞かれねば郷里に帰らぬというので役人がその理由を聞くと、主人の父は今年八十七才で病身で常に一度次郎兵衛に会えば死んでもうらみなしと言っている。又三人の子供は成長して父を慕い日夜悲しみにくれているので、どうか次郎兵衛の罪をしばらくの間ゆるされて老父と対面させて欲しいと答えている。

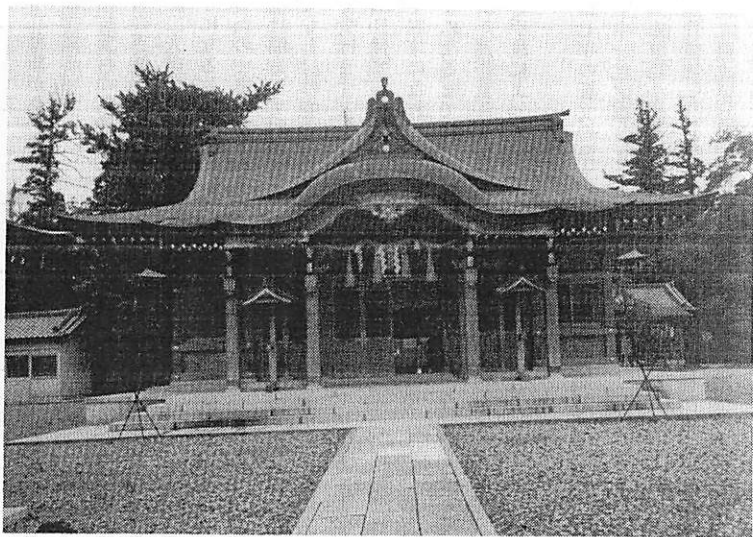
奉行所でもその誠忠をあわれんで次郎兵衛の田地と家とを市兵衛に与えようとした時に市兵衛はこの命令には義として従うわけにはいかない、これを旧主の子の万五郎に与えられるようにと懇願した。これが聞き届けられて市兵衛には新たに田六町と金若干を賜わつてその忠誠を賞せられ、翌三年五月十一日目で次郎兵衛以下全員が帰村することができ、没収された土地も旧主に返されたのであった。

林大学頭信篤が当時の勘定奉行萩原重秀の依頼によって「市兵衛記」を書き、その名が全国に知れ渡った。市兵衛は正徳四年（一七一四）五十二才で歿し、姉崎の妙経寺に葬られ、「宝林院全丁日忠」という。

（註）市兵衛の家の姓は齊藤氏で子孫は現在姉崎に住んでいない。

妙経寺は天正十九年徳川家康より十石の朱印地をうけた寺院であり、延宝二年四月二十七日には徳川光圀が房総旅行の途次一泊している。次に林大学頭筆「市兵衛記」の原文を記す。

上総州市原郡姉崎町市兵衛者下農民也。其主父郎兵衛元禄八年乙亥与于同国総兵衛一放鳥銃逐家鹿、誤傷入之妻死。次郎兵衛雖不預其科、然曾為之党類、故連坐于伊豆大島。市兵衛哀之愛之、屢訴官庁、請贖其罪、今已十有一年、弗輟弗措、宝永二年乙酉正月十八日、郡国惣務從五位下近江守、荻原重秀、与其同僚一聽訴、市兵衛呈懷狀曰、請以己身一死重科、免其主之罪、所言太切也。官吏問曰、是何故乎、市兵衛平伏曰、次郎兵衛有老父曰得入、今歲八旬有七、近歲幾嬰中風之疾、身雖未亡氣息奄奄、命在旦暮、僕抱養竭心、常有言曰、未死之日、一見次郎兵衛而瞑目則至願足、靡而時日而不及之、每聽其言不勝感痛也。且次郎兵衛有子、遠別時女六歲、兒三歲、号三万五郎、流刑之後、其妻產女子而死、僕乞乳鞠育、漸已成長、今歲十一歲、皆依賴於我、三子共慕父号泣、老父兒女之悲、人之為情不能忍之、況於僕乎。請察哀情達素願、官吏又問曰、老父兒所在如何、曰於我下養之育之、守主隸之分、如往年之日、唯恐用度不給、今已四十三歲、然十年前与妻不睦、此意無他、僕若生子、則所養有所欠以養所生之女、為他人婢、併耕余所得入之金、買求田宅、而附三万五郎、徧告鄰之老農、為也。官吏召郡監又兵衛樋口氏、質其言無所違、官吏悉感其志、賞其義、重秀与同僚、告其始末於執政老臣、皆曰、彼志雖切、然次郎兵衛之罪不可赦、是法令所定、唯以次郎兵衛故田宅之役在官者悉可授市兵衛也。官吏伝令於樋口氏、召市兵衛諭之、垂首平伏、猶有不懌之色、又訴曰、所賜之田宅、願卑之万五郎、自領之則為主謀而取主之田宅者也。命令雖重而非素志也。官吏曰、恩命惟重不可變、早歸邑里、留滯日久、支用又乏也。市兵衛拜謝曰、僕



姉崎神社

出邑之日、為主待罪、故附家事於姻族孫十郎、無所介懷、且在府之間、市中有知已者、憐僕情、願遇有餘、故年來雖參東都、不求宿食料也。官吏彌感其言、又告執政、改授田宅於万五郎也。市兵衛歡抃拜伏乃歸其邸。重秀又告執政曰、姉崎村、幸有無主之地、願授田畑六町及田宅等、表其行實。重秀請予記其条狀、因識卑之、且加三語曰、至誠無息則久、久則徵、若市兵衛素志所存、十余年之久遠、確乎不變、使官感其誠於今日、可謂久則徵者也。大凡古今所責於士大夫者忠爾、然又克之不耻其責一者鮮。若市兵衛、一鄉之土民鄙夫役、而奉其主、心已而無余蘊、忘身而無他道、以士大夫之所不能克、而克之、則為國之忠臣、置之家、則為家忠臣、使世之不忠於國不忠於家者、聞之、則赧然其類有也。



市兵衛の墓

宝永二乙酉年三月

從五位下 大學頭 藤原篤識之

猶、宝永二年の十月記として俳人宝井其角の一句、"起きてきけ山はとどきす市兵衛記"も伝えられている。

荻生徂徠集に「記義奴市兵衛事」という文もあるが内容は殆んど「市兵衛記」と同じである。村上元三は市兵衛をモデルにして「上総風土記」を執筆し、昭和十五年度の直木賞を授賞している。

市兵衛が丑の刻参りをした姉崎神社は式内社で、元慶八年（八八四）正五位上、祭神は志那斗弁命（しなとべのみこと）別名を級長津姫命（しなつひめのみこと）とも言って女神で鳥穴神社の祭神級長津彦命（しなつひこのみこと）の妻であり、夫が弓矢で狩りをして家を離れることもあって妻の神は家を守っていつ帰るとも知れぬ夫を待つことしばしばであったろう。待つは憂きものとなげき、待つが松に通じてこの郷では松を忌み正月の門松にも松でなく竹と櫛を組んでお飾りを作ること、を氏子六百戸は今もこの風習を守っているという。除地高三十五石、これは元和四年（一六一八）松平出羽守直政の寄進である。この神社は上海上国造家の氏神であったとも考えられている。姉崎古墳群の中心に位している。現社殿は焼失し最近再建されたばかりである。

姉崎天神山古墳は県指定史跡で姉崎古墳群中最大の前方後円墳で長さ125m、県内最大規模の大きさ。未発掘。築造年代は四世紀後半と推定されている。

さて、江戸時代には鉄炮改めが嚴重に行なわれ、許可された本人以外は肉親であっても使用すること禁じられ、誤って人を殺した場合であっても本人は死罪、家族は勿論、名主、五人組迄重くて遠島、或は家財没

収、或は追放の刑に処せられている。農村の鉄炮は領主が支配地の農民に預けて耕地を荒す猪や鹿を追ひ払わせた「四季打鉄炮」と、「狩猟用鉄炮」との二種類があつて名主・五人組、預主から証文をとって貸付けられているわけである。

市原郡小佐貫村の石井家文書にも次のような事実が記録されている。

小佐貫村の百姓○兵衛が元禄二年巳年鉄炮を打った罪で処刑されたが、子供が二人居て、長男は仙太郎といつて幼少だったので処刑が延期され十五才になる迄親類に預けられていた。所が元禄七年、仙太郎が十五才になったので奉行所へ届け出てさばきをうけることになった。奉行の諏訪兵部は助命して村追放の刑に減刑してくれた。そこで名主・五人組は連名でもし村の中にかくしていたりしてそれがわかったら私共はどんな罪でも受けますという意味の証文を奉行に提出している。(元禄七年二月十四日付)

当時は十五才になれば一人前の扱いをうけるわけで、十五才未満の場合には十五才になるまで待つて処刑する筈であつた。父の罪のため何も知らない子供が連帯責任を負わねばならなかつたとは悲しむべき現実であり、かかる手段によつてのみ犯罪の多発を防止しえたものであろうか。

右の元禄七年の証文の原文を記しておくことにする。

指上申一札之事

一上総国市原郡小佐貫村、市兵衛と申者、鉄炮打申御科ニ而、六年以前巳年、御仕置被_レ仰付候、其節此倅仙太郎之助向人共幼少ニ御座候間、十五歳に罷成候ハバ可_レ申上候旨被_レ仰付、所之者並に親類共に御預ケ置被_レ遊候、然ル所ニ仙太郎当年十五歳ニ罷成候故、其段申上_レ候得者、早速盜賊御奉行諏訪兵部様江被_レ仰上_レ処ニ、右仙太郎儀、命御助

候て村斗御追放被_レ仰付候由、被_レ仰渡_レ奉_レ畏候、早々小佐貫村追放仕、自_レ今以後村中江一切出入為_レ仕申間敷候、此上若村之内に隠置候哉、村中へ出入為_レ仕候而、横合より訴人茂御座候ハバ、拙者共何様之曲事ニも可_レ被_レ仰付候、為_レ後日一名主年寄五人組之者共、連判之一札指上_レ申候、如_レ件

元禄七年甲戌二月十四日

上総国市原郡小佐貫村

名主

次郎兵衛

新右衛門

三郎右衛門

仁左衛門

小右衛門

五人組

次右衛門

吉右衛門

久兵衛

清右衛門

(小佐貫、石井賢三家旧蔵文書)

(註)

江戸時代鉄炮の炮はこのように書いて居り、今の砲と書くようになったのは明治以降である。

次に鉄炮証文の一例を原文で記してみよう。

四季打鉄炮証文

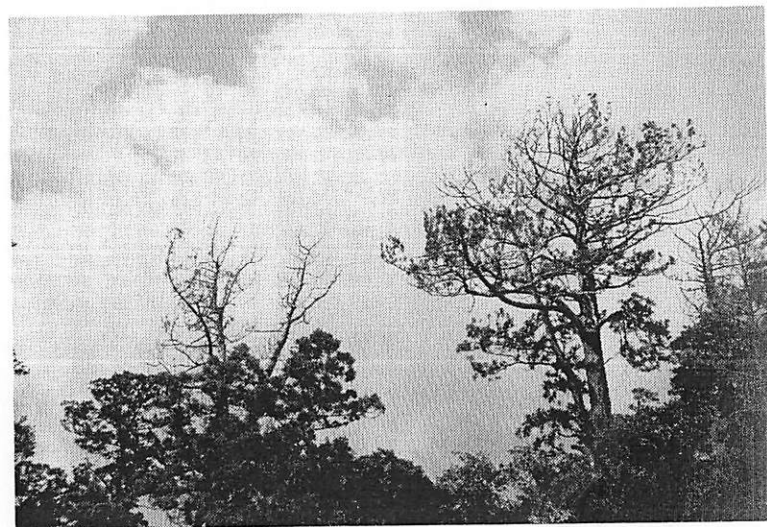
上総国市原郡之内

一、鉄炮壹挺

玉目三匁五分

一、〃

玉目二匁八分



神社の大杉

玉目三匁五分

一、〃

〃

高百拾七石七斗五斤三合

(古歌)
小舖谷村

右宅ケ村鉄炮五挺

但御拳場共御鷹捉飼場ニ而者無_レ御座候、右者、私知行所、猪鹿多出田畑ヲ荒、百姓及_レ難儀候、就_レ夫書面之通、玉込鉄炮五挺百姓ニ預ケ置、四季共為_レ打申候、若右之鉄炮ニ而惡事仕出申候、然又者荒候畜類打候より外之殺生抔仕候者、本人立不_レ及_レ申、名主五人組迄可_レ為_レ曲事旨急度申付置候、此鉄炮之儀、他人者不_レ及_レ申、縦親子兄弟ニ而御座候共、鉄炮預主之外余人江貸申儀□□以仕間敷堅申付置候、右之趣相背候者、何様之曲事ニ茂可_レ申付旨、名主五人組鉄炮預主方より手形取置申候、為_レ其如_レ斯御座候、以上

元治元年甲子年六月

坂部貞之丞

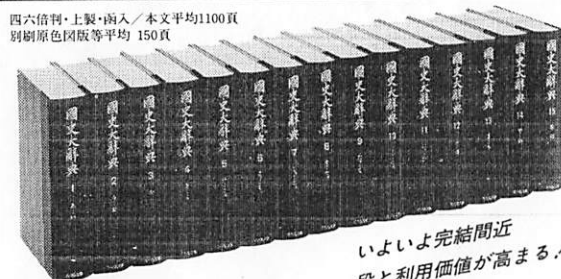
曲淵安芸守殿

(旗本坂部家旧蔵文書)

(註)

坂部氏は小谷田村の地頭を百六十余年勤め、古敷谷村も後に支配するようになった。石高は上総下総合わせて千七百五十余石の旗本であり、曲淵安芸守は彼の上司で小普請組頭であつた。貞之丞則之は坂部家十代目で養子に入つた人で実父は交代寄合の家であつた。

四六倍刊・上製・函入／本文平均1100頁
別刷原色図版等平均 150頁



いよいよ完結間近
一段と利用価値が高まる！

千10東京都文京区本郷七丁目二番八号
電話〇三三八一三一九一五(定価は税込)

吉川弘文館

第1巻(補遺・索引) 一七、二六〇円

第15巻(補遺・索引) 一七、二六〇円

第14巻(や・わ) 一四、四二〇円

第13巻(ま・も) 一四、四二〇円

第12巻(ふ・ほ) 一四、四二〇円

第11巻(に・ひ) 一四、四二〇円

第10巻(と・に) 一四、四二〇円

第9巻(た・て) 一四、四二〇円

第8巻(す・た) 一四、四二〇円

第7巻(し・しん) 一四、四二〇円

第6巻(こ・しと) 一四、四二〇円

第5巻(け・こ) 一四、四二〇円

第4巻(き・く) 一四、四二〇円

第3巻(か・こ) 一四、四二〇円

第2巻(う・お) 一四、四二〇円

第1巻(あ・い) 一四、四二〇円

総項目五万四千、日本歴史の全領域のほか、考古・民俗・宗教・美術・文学など隣接分野からも必要項目をこことく収録。知りたい知識が的確にキャッチできる周到精緻な編集。

国史大辞典

全15巻

読む・見る・楽しむ、歴史知識の宝庫！

房総の郷土史 第二十号

平成四年三月三十一日 発行

編集兼 千葉県郷土史研究連絡協議会
発行人 川村 優

千二八〇 千葉市市場町二一
千葉県立中央図書館内
電話〇四三(三三二〇)一六代

千葉県郷土史研究連絡協議会規約

(名称)

第一条 本会は、千葉県郷土史研究連絡協議会という

(事務所)

第二条 本会は、事務所を当分の間、千葉市市場町11番1号千葉県立中央図書館内に置く

(目的)

第三条 本会は、千葉県における歴史・考古・風俗・地誌その他郷土史を研究する団体や個人が緊密に連携して郷土の研究調査を推進し、広い視野に立って地方文化の向上に寄与することを目的とする

(事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う
①連絡会、研究発表会、講演会、探訪会、展覧会の開催
②関係図書の編集及び出版
③会誌の発行
④郷土資料の収集・保存
⑤顕彰その他本会の目的達成に必要な事項

(会員及び組織)

第五条 本会は、第三条の目的に賛同する個人及び郷土史研究団体をもって組織する

(入会)

第六条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込み書に当該年度の会費を添え申込みものとする

(役員)

第七条 本会に次の役員を置く
会長 1名
副会長 2名
常任理事・理事 若干名
監事 2名
2、役員任期は二年とする但し再任を妨げない

(役員選出)

第八条 本会の役員選出は、定時総会において理事会が予め選考し推薦する候補者を、それぞれ承認・決議することにより行う

(役員職務)

第九条 会長は、本会を代表し会務を総理する
2 副会長は会を補佐し会務の推進に当り、会長に事故あるときは、その職務を代行する
3 副会長が会長の職務を代行する

順位は、予め会長が理事会に諮り、これを定める

4 常任理事は常任理事会を構成し、会務の運営に関する事項を審議し、会長、副会長をたすけ会務の推進に当たる

5 理事は理事会を構成し、会務の重要事項を審議する

6 監事は本会の会計事務を監査する

(会議)

第十条 本会の会議は総会・理事会・常任理事会とし、会長が招集し、議長となる

2 定時総会は毎年6月に開き、事業計画、予算の審議決定及び決算の承認に関し審議する

3 理事会及び常任理事会は必要に応じ開催する

(顧問・相談役)

第十一条 本会は、顧問及び相談役を置くことができる

2 顧問及び相談役は総会の決議により、会長が委嘱する

3 顧問・相談役の任期は2年とする、但し再任を妨げない

(会計年度)

第十二条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終る

(会費等)

第十三条 本会の経費は、会費・寄附金・補助金・事業収入その他の収入をもって充てる

2 会費は、年3,000円とし、会員は毎年4月これを納入しなければならない

(事務局)

第十四条 本会に事務局を置き、事務局長は常任理事または理事を当てる

2 職員は、会長が理事会の議を経て委嘱する

(規約の改正)

第十五条 この規約の改正は、総会の決議によるものとする

付則 本規約の平成2年7月14日改正の規定は、同日から施行する

本会に、総会の議を経て支部を置くことができる

2 支部は毎年度末に事業状況、予算・決算その他経理等を本部に報告しなければならない

3 支部の地域、名称、支部規約等は本規約別表に掲げる

市兵衛は寛文三年(一六六三)上総国市原郡姉崎に生まれ、家貧しく名主次郎兵衛の下僕となる。この付近の山林には猪、鹿が多く作物を荒すことしきりであった。

元禄八年(一六九五)八月、姉崎、迎田、片又木、立野等七ヶ村が相談して、望陀郡長谷川村の獵師総兵衛を雇って猪鹿狩りを行なった。日暮れ頃に深城村民の妻だけが山の中に居たのを総兵衛は鹿と誤認して射殺してしまった。そのため村役人達は大いに驚き天羽田村の大郎兵衛の提案で、奉行所へ訴えず弔慰金を被害者の兄に贈って内緒にすました。後になってこのことがばれて役所に呼ばれ糾問されたが実を告げなかったので重科に処せられた。翌九年八月、総兵衛は死罪、七ヶ村と長谷川村の名主等は八丈、三宅島等へ遠島、組頭は追放の刑となり、これら村役人の土地合計三百六十五石が没収されたのであった。

市兵衛の主人次郎兵衛も姉崎村の名主だったために四十石の土地を没収され伊豆の大島に流された。次郎兵衛には妻と老父と七才の女子と四才の男子があつて、流罪のあと妻は女子を産んで病死した。そこで市兵衛はこの幼児をふところに抱き乳を乞い求めて養育する。

市兵衛は妻と相談して自分の娘を下女に出し、その給金と他人の田畑を小作して得た金とで小屋を作り、次郎兵衛の父と子女とを住まわせたのである。十一年間妻と別居し共に賃金を得て主家を助け、夜毎丑の刻に姉崎神社に詣で主人の赦免を祈願している。江戸へも行き身を以て主の罪に代らんと奉行所に願っている。江戸へは月に一、二回主人の子の万五郎を背負い、帯、たすきは縄でまにあわせ、宿泊せず昼夜歩いて江戸へ行き主人の代りに自分を島に流して欲しいと歎願している。

宝永二年(一七〇五)二月にも江戸へ行き、聞かれねば郷里に帰らぬというので役人がその理由を聞くと、主人の父は今年八十七才で病身で常に一度次郎兵衛に会えば死んでもうらみなしと言っている。又三人の子供は成長して父を慕い日夜悲しみにくれているので、どうか次郎兵衛の罪をしばらくの間ゆるされて老父と対面させて欲しいと答えている。

奉行所でもその誠忠をあわれんで次郎兵衛の田地と家とを市兵衛に与えようとした時に市兵衛はこの命令には義として従うわけにはいかない、これを旧主の子の万五郎に与えられるようにと懇願した。これが聞き届けられて市兵衛には新たに田六町と金若干を賜わってその忠誠を賞せられ、翌三年五月十一年目で次郎兵衛以下全員が帰村することができ、没収された土地も旧主に返されたのであった。

林大学頭信篤が当時の勘定奉行萩原重秀の依頼によつて「市兵衛記」を書き、その名が全国に知れ渡った。市兵衛は正徳四年(一七一四)五十二才で喪し、姉崎の妙経寺に葬られ、「宝林院全丁日忠」という。

(註)市兵衛の家の姓は斉藤氏で子孫は現在姉崎に住んでいない。

妙経寺は天正十九年徳川家康より十石の朱印地をうけた寺院であり、延宝二年四月二十七日には徳川光圀が房総旅行の途次一泊している。次に林大学頭筆「市兵衛記」の原文を記す。

市兵衛記

上総州市原郡姉崎邸市兵衛者下農民也。其主次郎兵衛元禄八年乙亥与干同国総兵衛放鳥銃逐豕鹿、誤傷人之妻死。次郎兵衛雖不預其科、然曾為之党類、故連坐干伊豆大島。市兵衛、哀之憂之、屢訴官庁、請贖其罪、今已十有一年、弗職弗措、宝永二年乙酉正月十八日、郡国惣務従五位下近江守、萩原重秀、多其同僚聴訴、市兵衛呈懷狀曰、請以己身処重科、免其主之罪、所言太切也。官吏問曰、是何故乎、市兵衛平伏曰、次郎兵衛有

老父曰得入、今歳八旬有七、近歳幾嬰中風之疾、身難未亡氣息奄々、命在且暮、僕抱養場心、常有言曰、未死之日、一見次郎兵衛而瞑目則至願足、魔而時日而不及之、每聽其言不堪感痛也。且次郎兵衛有子、遠別時女六歳、児三歳、号万五郎、流刑之後、其妻産女子而死、僕乞乳鞠育、漸已成長、今歳十一歳、皆依頼於我三子共慕父号泣、老父兒女之悲、人之為情不能忍之、況於僕乎。請察哀情達素願、官吏又問曰、老父兒所在如何、日於我下養之育之、守主隸之分、如往年之日、唯恐用度不給、今已四十三歳、然十一年前与妻不同床、此意無他、僕若生子、則所養有所欠以織所生之女、為他人婢、併耕余所得入之金上、買求田宅、而附万五郎、偏告邸之老農為也。官吏召郡監又兵衛樋口氏、質其言無所違、官吏悉感其志賞其義、重秀与同僚、告其始末於執政老臣、皆目、彼志雖切、然次郎兵衛之罪不可赦、是法令所定、唯以次郎兵衛故田宅之震在官者悉可授市兵衛也。官吏伝令於樋口氏、召市兵衛諭之、垂首平伏、猶有不廉之色、又訴曰、所賜之田宅、願卑之万五郎、自領之則為主謀而取主之田宅者也。命令難重而非素志也。官吏曰、恩命惟重不可変、早帰邑里、留滞日久、支用又乏也。市兵衛拝謝曰、僕出邑之日、為持罪、故附家事於姻族孫十郎、無所介懷、且在府之間、市中有知己者、憐僕情、願遇有余、故年来震参東都、不求縮精也。官吏痛感其言、又告執政、改授田宅於万五郎也。市兵衛欲汁拝伏乃帰其郷。重秀又告執政曰、姉崎村、幸有主之地、願授田畑六町及田宅等、表其行実。重秀請記条状、因識卑之、且加一語曰、至誠無息則久、久則徵、若市兵衛素志所存、十余年之久遠、確乎不変、使官感其誠於今日、可謂久則徵者也。大凡古今所責於士大夫者忠爾、然又克之不皿其責者鮮。若市兵衛、郷之土民即夫役、而奉其主尽心已而、無余繼、忘身而無他道、以士大夫之所不能克、而克之國、則為國之忠臣、置之家、則為家忠臣、使世之不忠於國不忠於家者上、聞之、則締然其類有眠

宝永二乙酉年三月

從五位下大学頭 藤原篤識レ之

猶、宝永二年の十月記として俳人宝井其角の一句、「起きてきけ山ほととぎす市兵衛記」も伝えられている。

萩生狙徐集に「記義奴市兵衛事」という文もあるが内容は殆んど「市兵衛記」と同じである。村上元三は市兵衛をモデルにして「上総風土記」を執筆し、昭和十五年度の直木賞を授賞している。

市兵衛が丑の刻参りをした姉崎神社は式内社で、元慶八年(八八四)正五位上、祭神は志那斗弁命(しなとべのみこと)別名を級長津姫命(しなつひめのみこと)とも言って女神で島穴神社の祭神級長津彦命(しなつひこのみこと)の妻であり、夫が弓矢で狩りをして家を離れることもあって妻の神は家を守っていつ帰るとも知れぬ夫を待つことしばしばであったろう。待つは憂きものとなげき、待つが松に通じてこの郷では松を忌み正月の門松にも松でなく竹と櫛を組んでお飾りを作ること子六百戸は今もこの風習を守っているという。除地高三十五石、これは元和四年(一六一八)松平出羽守直政の寄進である。この神社は上海上国造家の氏神であったとも考えられている。姉崎古墳群の中心に位している。現社殿は焼失し最近再建されたばかりである。

姉崎天神山古墳は県指定史跡で姉崎古墳群中最大の前方後円墳で長さ125m。県内最大規模の大きさ。未発掘。築造年代は四世紀後半と推定されている。

さて、江戸時代には鉄炮改めが嚴重に行なわれ、許可された本人以外は肉親であっても使用すること

禁じられ、誤って人を殺した場合であっても本人は死罪、家族は勿論、名主、五人組迄重くて遠島、或は家財没収、或は追放の刑に処せられている。農村の鉄炮は領主が支配地の農民に預けて耕地を荒す猪や鹿を追い払わせた「四季打鉄炮」と、「狩猟用鉄炮」との二種類があつて名主・五人組、預主から証文をとって貸付けているわけである。

市原郡小佐貫村の石井家文書にも次のような事実が記録されている。

小佐貫村の百姓○兵衛が元禄二年巳年鉄炮を打った罪で処刑されたが、子供が二人居て、長男は仙太郎といつて幼少だったので処刑が延期され十五才になる迄親類に預けられていた。所が元禄七年、仙太郎が十五才になったので奉行所へ届け出てさばきをうけることになった。奉行の諏訪兵部は助命して村追放の刑に減刑してくれた。そこで名主・五人組は連名でもし村の中にかくしていたりしてそれがわかつたら私共はどんな罪でも受けますという意味の証文を奉行に提出している。(元禄七年二月十四日付)

当時は十五才になれば一人前の扱いをうけるわけで、十五才未満の場合は十五才になるまで待つて処刑する掟であつた。父の罪のため何もしらない子供が連帯責任を負わねばならなかつたとは悲しむべき現実であり、かかる手段によつてのみ犯罪の多発を防止しえたものであろうか。

右の元禄七年の証文の原文を記しておくことにする。

指上申一札之事

一上総国市原郡小佐貫村、市兵衛と申者、鉄炮打申御科二而、六年以前巳年、御仕置被仰付候、其節此倅仙太郎午之助商人共幼少ニ御座候間、十五歳に罷成候ハバ可申上候旨被仰付、所之者並に親類共に御預ケ置被遊候、然ル所仙太郎当年十五歳ニ罷成候故、其段申上ゲ候得者、早速盜賊御奉行諏訪兵部様江被仰上処ニ、右仙太郎儀ニ御助候て村斗御追放被仰付候由、被仰渡一奉畏候、早々小佐貫村追放仕、自今以後村中江一切出入為仕申間敷候、此上若村之内に隱置候哉、村中へ出入為仕候而、横合より訴人茂御座候ハバ、拙者共何様之曲事ニも可被仰付候、為後日名主年寄五人組之者共、連判之一札指上ゲ申候、如件

元禄七甲戌二月十四日

上総国市原郡小佐貫村

名主 次郎兵衛

新右衛門

三郎右衛門

仁左衛門

小右衛門

五人組

次右衛門

吉右衛門

久兵衛

清右衛門

(小佐貫、石井賢三家旧蔵文書)

(註)江戸時代鉄炮の炮はこのように書いて居り、今の砲と書くようになったのは明治以降である。次に鉄炮証文の一例を原文で記してみよう。

四季打鉄炮証文

上総国市原郡之内

一、鉄炮壹挺 玉目三匁五分

一、 玉目二匁八分
 一、 玉目三匁五分
 一、 〃
 一、 〃

高百拾七石七斗五斤三合

(古敷)

小舗谷村

右老ケ村鉄炮五挺

但御拳場共御鷹捉銅場ニ而者無御座候、右者、私知行所、猪鹿多出田畑ヲ荒、百姓及難儀候、就夫書面之通、玉込鉄炮五挺百姓ニ預ケ置、四季共為打申候、若右之鉄炮ニ而悪事仕出申候、然又者荒候畜類打候より外之殺生抔仕候者、本人立不及申、名主五人組迄可為曲事旨急度申付置候、此鉄抱之儀、他人者不及申、縦親子兄弟ニ而御座候共、鉄炮預主之外余人江貸申儀□□以仕間敷段堅申付置候、右之趣相背候者、何様之曲事ニ茂可申付旨、名主五人組鉄炮預主方より手形取置申候、為其如斯御座候、以上
 元治元甲子年六月

坂部貞之丞 印

曲淵安芸守殿

(旗本坂部家旧蔵文書)

(註)坂部氏は小谷田村の地頭を百六十余年勤め、古敷谷村も後に支配するようになった。石高は上総下総合わせて千七百五十余石の旗本であり、曲淵安芸守は彼の上司で小普請組頭であった。貞之丞則之は坂部家十代目で義子に入った人で実父は交代寄合の家であった。

【房総の郷土史第二十号

発行 千葉県郷土史研究連絡協議会

平成四年三月三十一日 一より

編集兼